

～地域経済・地域社会の健全な発展のために～

埼玉県 商店街活性化条例

が制定されました



埼玉県のマスコット
コバトン

商店街を取り巻く環境

商店街は身近な買物の場であるだけでなく、祭りやイベントの実施や、防犯・防災、高齢者・子育て支援等の地域課題の解決など、地域のにぎわいを創出するとともに、住民が憩い、交流し、安心して生活するための地域コミュニティの核として大きな役割を果たしています。

一方、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化、郊外型大型店の進出など、商店街を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

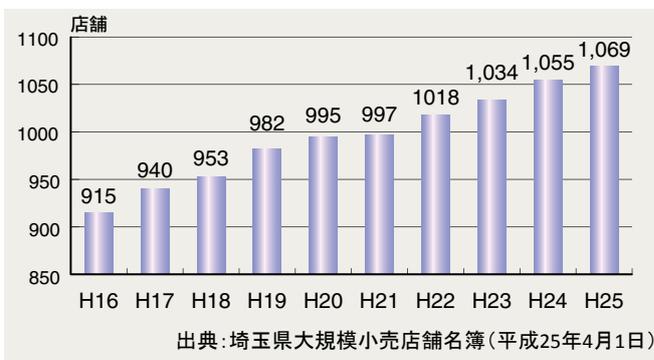
県内には950の商店街がありますが、商店街においては店主の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加などが進み、平成18年から23年の5年間で100以上の商店街が姿を消しました。

少子高齢社会を迎え、地域の支え合いやコミュニティの活性化がこれまで以上に重要になる中、歩いて行ける身近な商店街の重要性はますます高まっています。

埼玉県商店街数の推移



埼玉県の大規模小売店舗数の推移



商店街の役割



条例制定の目的

商店街は地域で重要な役割を果たしています。

この条例は、県、商店街事業者、商店会などの責務を明らかにし、商店街の活性化を図り、もって地域経済・社会の発展に資することを目的としています。

条例の概要

埼玉県の責務

- 商店街の実情の把握や商店街の活性化を図るために必要な施策を講ずる
- 市町村が行う商店街の活性化を図るための取組について、情報の提供、助言、支援を行う

商店会の責務

- 市町村と連携し、地域貢献活動に積極的に取り組む
- 商店会に加入するよう自ら積極的に働きかけをし、活動内容等について理解を得る
- 地域に根ざした経済活動と地域貢献活動との両立が促進されるよう配慮する

商店会とは…商店会とは、商店街振興組合など商店街の活性化を目的とした団体のことをいいます。法人化の有無、組織形態や名称を問いません。

商店街事業者の責務

- 地域貢献活動との調和を図りつつ、地域に根ざした経済活動を行う
- 商店会へ加入し、地域貢献活動に積極的に取り組む

商店街事業者とは…

商店街において、商品の販売等や役務の提供を行う事業者、商業施設の設置者のことをいいます。例えば小売業、サービス業、飲食店、商業テナントビルの設置者です。

受益事業者の責務

- 商店街の活性化に関し、商店会への加入や、地域貢献活動等への協力をする

受益事業者とは…

商店街において事業を営む者（商店街事業者を除く。）であって、商店街の街路灯やアーケードの利用などによって便益を受ける事業者です。例えば、卸売業、運輸業、建築業、通信販売専門の事業者などです。

商工会・商工会議所の責務

- 商店会、商店街事業者等が行う地域貢献活動に協力する

県民の役割

- 地域社会の一員として商店街の活性化に協力をする

※大型店、チェーン店の皆様へ

埼玉県は平成19年に『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』を策定し、次のような地域商業貢献をお願いしています。引き続き御協力をお願いします。

- 商店街、商工団体への加入
- 地域の祭りや各種行事への参加・協力、展示スペースなど交流の場の提供
- 地元事業者のテナント出店や、店舗裁量の範囲内における地域企業への発注促進

埼玉県商店街活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が、地域に根ざした経済活動と地域貢献活動との両立が図られる場であり、地域経済の活性化及び活力に満ちた魅力ある地域社会の形成に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関し、県、商店街事業者、受益事業者、商店会等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、商店街の重要性を認識する社会的気運を醸成することにより、商店街の活性化を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 商店街事業者

商店街の区域において当該区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行われる商品の販売等若しくは役務の提供の事業（以下この条及び第五条において「商店街事業」という。）を営む者又は商店街事業に係る商業施設を設置する者をいう。

2 受益事業者

商店街の区域において事業を営む者（商店街事業者を除く。）であって商店街事業又は地域貢献活動により便益を受けるものをいう。

3 商店会

商店街振興組合その他商店街の活性化を目的として商店街事業者その他関係者が組織する団体をいう。

4 地域に根ざした経済活動

商店街事業のうち、当該地域に密着して持続的に営まれるものであって当該地域の経済の活性化に資するものをいう。

5 地域貢献活動

商店街の区域及びその周辺の地域の住民等に対して、商店会が行う活動又は商店街事業者その他関係者が商店会に協力して、若しくは相互に連携協力して行う活動のうち、住民の交流の促進、地域の防犯又は防災、住民福祉の向上に寄与するものその他の地域に貢献するものであって活力に満ちた魅力ある地域社会の形成に資するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、市町村の区域を超えた広域的な見地から、適宜、商店街の実情の把握に努めるとともに、国及び市町村と連携して、商店街の活性化を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、市町村に対し、市町村が行う商店街の活性化を図るための取組について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(商店街事業者の責務)

第4条 商店街事業者は、地域に根ざした経済活動に伴う利益を地域貢献活動として地域社会に役立てることが地域に根ざした経済活動の活性化に寄与することを十分認識し、地域貢献活動との調和を図りつつ地域に根ざした経済活動を行うよう努めなければならない。

2 商店街事業者は、商店会が地域貢献活動の主導的な役割を担うことを認識し、商店会に加入するよう努めるとともに、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(受益事業者の責務)

第5条 受益事業者は、自らが商店街事業又は地域貢献活動により便益を受けていることを踏まえ、商店街の活性化に関し、商店会への加入、地域貢献活動への協力その他の協力をするよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、自ら地域貢献活動の主導的な役割を担うとともに、市町村と連携して、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 商店会は、地域貢献活動の活性化を図るため、商店街事業者その他関係者に対し、商店会に加入するよう自ら積極的に働きかけるとともに、自らの活動内容等について適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3 商店会は、商店街事業者が行う地域に根ざした経済活動と地域貢献活動との両立が促進されるよう特に配慮するよう努めなければならない。

(商工会及び商工会議所の責務)

第7条 商工会及び商工会議所は、商店会及び商店街事業者その他関係者が行う地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、商店街が地域住民の生活の向上及び地域の魅力の増進に寄与することを理解し、地域社会の一員として、商店街の活性化に関し、地域貢献活動のうち住民の交流の促進に寄与するものへの参加その他の協力をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3762